平成３０年（フ）第２７号
秋田市仁井田福島２丁目２番21号　エミアルカテー104
債務者　手塚　弘美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４４号
兵庫県三田市弥生が丘１丁目３番地１　１番館1308号
債務者　澁谷　高靖
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０６号
神戸市長田区片山町３丁目10番15号、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字池町956番地の５
債務者　木下　時彦
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
宮崎県串間市大字奈留3957番地３
債務者　下園美奈子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月７日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成３０年（フ）第５号
宮崎県串間市大字崎田518番地４、前住所宮崎県串間市大字西方5250番地１ドリームハイツＡ－106
債務者　横山　亮一
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新福　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
宮崎地方裁判所日南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１０３号
北九州市八幡西区熊西１丁目５番19―410号
債務者　弓　輝幸
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１５２号
名古屋市中川区下之一色町字権野108番地の６　第２共愛の里
債務者　島蔭　俊雄
法定代理人成年後見人　佐藤　正和
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７８号
北九州市小倉北区今町２丁目17番17号
債務者　島田　照子（旧姓新留・小田）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第８２号
北九州市小倉南区富士見２丁目３番21―206号
債務者　松崎きよ子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第８９号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿852番地９　夏井ヶ浜リゾートマンション501号
債務者　國上　雅弘
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第９１号
北九州市小倉南区舞ケ丘２丁目１番43号（２Ｆ）
債務者　福井　和明
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第９２号
北九州市八幡東区石坪町４番20号
債務者　梅木　東陽
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第９３号
北九州市門司区新原町11番17号（田村荘102Ａ）
債務者　伊藤　萌
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１０５号
北九州市小倉北区金鶏町12番20―101号
債務者　西野とも子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４３号
埼玉県朝霞市膝折町３丁目３番28号　エステートピアみしまやＶ102、旧住所埼玉県朝霞市泉水１丁目３番３―202号
債務者　関野　希枝
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３９号
群馬県藤岡市下大塚850番地７
債務者　植杉　允
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１８４４号
さいたま市中央区本町東７丁目６番12号　メゾンエール103号、旧住所茨城県猿島郡境町1458番地３
債務者　金子　満男
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係